

◎広島地方裁判所規程第1号

広島高等裁判所本庁、広島地方裁判所本庁及び広島家庭裁判所本庁当直規程を次のとおり定める。

平成23年8月30日

広 島 地 方 裁 判 所

広島高等裁判所本庁、広島地方裁判所本庁及び広島家庭裁判所本庁当直規程

(当直の目的)

第1条 広島高等裁判所本庁、広島地方裁判所本庁（広島簡易裁判所、広島第一検察審査会事務局及び広島第二検察審査会事務局を含む。以下同じ。）及び広島家庭裁判所本庁の正規の勤務時間以外の時間における庁舎、設備、備品、記録、文書類等の保全、外部との連絡及び郵便物その他文書類の発送、收受並びに勾留質問、令状関係等の事務を処理させるため、広島高等裁判所本庁、広島地方裁判所本庁及び広島家庭裁判所本庁に合同の当直を置く。

(当直の場所)

第2条 当直における事務の処理は、広島高等・地方裁判所合同庁舎において取り扱う。

(当直事務掌理者)

第3条 当直に関する事務は、広島高等裁判所事務局次長、広島地方裁判所事務局長及び広島家庭裁判所事務局長（以下「広島高等裁判所事務局次長等」という。）が共同して掌理する。

2 広島高等裁判所事務局次長等は、協議の上、この規程の実施について必要な事項を定めることができる。

(当直の種類及び勤務時間)

第4条 当直は、宿直及び日直とする。

2 宿直は、毎日これを置き、日直は、裁判所の休日に関する法律第1条第1項各

号に定める裁判所の休日に置く。

3 宿直の勤務時間は、午後5時から翌日の午前8時30分までとし、日直の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(当直員)

第5条 当直は、広島高等裁判所本庁、広島地方裁判所本庁及び広島家庭裁判所本庁に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員（再任用職員及び任期付採用職員を含み、臨時の任用職員を除く。）のうち、次の各号に掲げる者以外の者に割り当てる。ただし、女性職員には宿直を割り当てない。

- (1) 高等裁判所の事務局次長、事務局課長（会計課首席技官を含む。）、首席書記官及び次席書記官
- (2) 地方裁判所の事務局長、事務局次長、首席書記官及び次席書記官
- (3) 家庭裁判所の事務局長、事務局次長、首席家庭裁判所調査官、首席書記官、次席家庭裁判所調査官及び次席書記官
- (4) 行政職俸給表（二）及び医療職俸給表の準用を受ける者
- (5) 檢察審査会事務局専務の者（地方裁判所の併任発令を受けている者を除く。）

(当直の免除)

第6条 広島高等裁判所事務局次長等は、当直勤務に就かせることが相当でないと認める者について、当直を割り当てないことができる。

(当直の交替)

第7条 当直を割り当たられた者が、病気、出張その他やむを得ない事由により当直勤務に就くことができないときは、所属庁の当直事務掌理者の承認を得て、当直を交替することができる。

(当直員の服務)

第8条 当直員は、厳正、忠実に服務し、かつ、当直事務を適正、迅速に処理しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 広島高等裁判所本庁及び広島地方裁判所本庁当直規程（平成8年広島地方裁判所規程第1号）は、平成23年10月31日限り、廃止する。
- 3 この規程の施行前にされた当直員の割当て及び当直員の交替承認は、この規程によりされたものとみなす。